

飯塚市商業活性化イベント開催補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市商業活性化イベント開催補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 飯塚市への集客力を高め、商業の振興を図ることを目的に開催するイベント事業等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる団体(以下「補助対象者」という。)は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定める中小企業者で法人格を有するもの又は次の各号のすべてに該当するものでなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 規約又は会則を持ち、かつ、活動が継続的に行われる団体
- (2) 飯塚市内に活動拠点を有し、かつ、主たる活動区域が市内にある団体
- (3) 団体の意思を代表する者及び団体の意思を執行する組織が確立している団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助の対象としない。

- (1) 未成年者のみで構成される団体
- (2) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体
- (3) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体
- (4) 補助対象者が法人である場合は当該法人及び代表者が、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者が市税を滞納している団体
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77

号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)並びに暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)を構成員に含む団体及び次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの。

ア 暴力団員が実質的に運営しているもの

イ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し又は使用しているもの

ウ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているもの
(対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、中心商店街(中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第9条の規定に基づき、本市が作成した飯塚市中心市街地活性化基本計画において定められていた中心市街地区域内にある商店街組織をいう。)エリアから概ね半径2キロメートル圏内において開催され、地域経済の活性化が図られるような演出が企画された、市内外からの集客及び宿泊につながる新規性、継続性があるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助対象としない。

(1) 特定の受益者を対象とした事業(特定の地域住民や事業者のために実施される事業を含む。)

(2) 単なる物品販売又は営利を目的とする事業(展示会、販売会等)

(3) 地域の伝統行事又は民俗芸能等のみの内容で企画された文化事業

(4) 他の補助金を活用している事業

(5) 政治又は宗教に関する活動を主たる目的とする事業

(6) 公共の利益を害する行為をするおそれのある事業

(対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額(以下「補助額」という。)は、対象経費に4分の3を乗じた額とする。

2 補助額の上限は50万円とし、補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。ただし、市長が第3条に規定する事業を継続性のあ

る長期間のイベントと認める場合は、100万円を上限とすることができる。

(補助金の概算払)

第6条 市長は、補助金の交付目的を達成するため特に必要があると認めるときは、規則第17条第2項の規定により、概算払で交付することができる。

(交付回数)

第7条 補助金の交付の回数は、同一団体(団体の構成員、代表者等から同一のものと認められる団体を含む。)につき、同一年度当たり1回とする。

(交付申請)

第8条 補助対象者は、飯塚市商業活性化イベント開催補助金交付申請書(以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 開催場所及び開催内容が分かる書類や図面(位置図等)
- (4) 団体概要調書
- (5) 役員名簿
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定により申請書が提出された場合は、その内容を審査し、補助金を交付する必要があると認めたときは、その旨を飯塚市商業活性化イベント開催補助金交付決定通知書により通知するものとする。

(補助内容の変更等)

第10条 前条の規定により交付決定を受けた補助対象者(以下「交付決定者」という。)が、事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ飯塚市商業活性化イベント開催補助金変更交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業変更計画書
- (2) 事業変更収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、事業の全部又は一部の承認をするか否かを決定し、交付決定者に飯塚市商業活性化イベント開催補助金変更決定通知書によ

り通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、事業完了後30日を経過する日又は補助金の交付決定日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、飯塚市商業活性化イベント開催補助金実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(来場者数、アンケート含む。)
 - (2) 収支決算書
 - (3) 事業内容の分かる書類(会場等を撮影した写真、ポスター・パンフレット等の印刷物)
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの
- (補助金の返還)

第12条 市長は、交付決定者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の支給を受けたときは、補助金の支給の決定を取り消し、又は既に支給した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(帳簿等の整理)

第13条 交付決定者は、補助金に係る経費についての収支の事実を明確にした書類を整理し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

対象経費

費目	補助対象経費	補助対象外経費
人件費	賃金(ただし、補助事業の実施のために当日運営補助に雇用された者の賃金に限る。)	イベント運営など主催者に直接関わる報酬、日当、交通費
報償費	賞品代	単価10,000円を超える賞品代
消耗品費	事務用消耗品費、事業実施に必	器具備品、装置等の購入及び恒

	要な消耗品	久的な設備設置経費
印刷製本費	ポスター、チラシ、プログラム 作成に要する経費	
保険料	参加者、スタッフ等の保険料	
通信運搬費	電話代、切手代、運送にかかる 経費	
広告料	広告掲載料、折込料、看板作成 等に要する経費	
委託料	警備、会場設営などの委託に要 する経費	
使用料及び賃借料	放送・音響設備、テント、イス、 机、仮設トイレ等のレンタルに 要する経費	

備考 景品（事業主体が来客者に贈る品物又は現金）として支出するものは、単価500円以内のものを補助対象経費とする。